

漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第６３号）第４条第１項第１６号に掲げる
かご漁業につき、佐賀県漁業調整規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定めましたので、お知らせします。

１ 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
あなごかご漁業 （特認）	佐賀県玄海海域	令和７年９月１日から 令和８年５月３１日まで	制限なし	制限なし	９隻以内	① 唐津市呼子町又は鎮西町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者 ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者 ③ 佐賀県漁業調整規則（令和２年佐賀県規則第63号）第１０条第１項各号のいずれにも該当しない者 ④ 適切な資源管理を実践できる者 ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

２ 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・令和７年７月１日から令和７年７月３１日まで
- ・申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、９件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- ・令和８年４月３０日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数が９件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。